令和8年(2026年)10月5日
厚 生 委 員 会 資 料
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

(第71号議案)

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について、児童対象性暴力等の防止の規定が追加されたことから、本条例についても規定を整備する。(第４８条関係)

併せて、準用規定の整備も行う。

3 新旧対照表

改正案	現行
目次　(略)	目次　(略)
第１章　(略)	第１章　(略)
第２章　児童発達支援	第２章　児童発達支援
第１節～第３節　(略)	第１節～第３節　(略)
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第１２条～第４０条　(略)	第１２条～第４０条　(略)
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第４１条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員(第１１条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第４１条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員(第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
第４２条～第４７条　(略)	第４２条～第４７条　(略)
(児童対象性暴力等の防止)	
第４８条　指定児童発達支援事業者は、法	第４８条　削除

第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
第４９条～第５６条　（略）	第４９条～第５６条　（略）
第５節　（略）	第５節　（略）
第６節　基準該当児童発達支援に関する基準	第６節　基準該当児童発達支援に関する基準
第６１条～第６３条　（略）	第６１条～第６３条　（略）
（準用）	（準用）
第６４条　第５条、第８条及び第４節（第１２条、第２４条第１項、第２５条、第２６条第１項、第３２条、第３４条、第４８条及び第５３条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。	第６４条　第５条、第８条及び第４節（第１２条、第２４条第１項、第２５条、第２６条第１項、第３２条、第３４条及び第５３条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。
第６５条～第６７条　（略）	第６５条～第６７条　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）
第４章　放課後等デイサービス	第４章　放課後等デイサービス
第１節～第３節　（略）	第１節～第３節　（略）
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第８３条・第８４条　（略）	第８３条・第８４条　（略）
（準用）	（準用）

第８５条　第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項」とあるのは「いう。第８５条において準用する第３８条第６号」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第８４条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８４条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第４１条中「定員（第１１条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。	第８５条　第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項」とあるのは「いう。第８５条において準用する第３８条第６号」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第８４条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８４条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。
第５節　共生型放課後等デイサービスに関する基準	第５節　共生型放課後等デイサービスに関する基準
（準用）	（準用）
第８６条　第８条、第９条、第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５９条まで、第７９条及び第８４条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。	第８６条　第８条、第９条、第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５９条まで、第７９条及び第８４条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。
第６節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準	第６節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準
第８７条～第８９条　（略）	第８７条～第８９条　（略）

（準用）

第９０条　第８条、第１３条から第２３条まで、第２６条第２項、第２７条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで、第６５条から第６７条まで、第７９条及び第８４条（第１項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第５章　居宅訪問型児童発達支援

第１節～第３節　（略）

第４節　運営に関する基準

第９５条～第９７条　（略）

（準用）

第９８条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第６項及び第７項を除く。）、第２７条の２、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第９６条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援

（準用）

第９０条　第８条、第１３条から第２３条まで、第２６条第２項、第２７条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで、第６５条から第６７条まで、第７９条及び第８４条（第１項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第５章　居宅訪問型児童発達支援

第１節～第３節　（略）

第４節　運営に関する基準

第９５条～第９７条　（略）

（準用）

第９８条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第６項及び第７項を除く。）、第２７条の２、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第９６条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居

計画」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第２７条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	宅訪問型児童発達支援計画」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第２７条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。
第６章　保育所等訪問支援	第６章　保育所等訪問支援
第１節～第３節　（略）	第１節～第３節　（略）
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第１０３条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項を除く。）、第２７条の３、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条、第４５条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで及び第９５条から第９７条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第１０３条において準用する第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第２項」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第２７条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、	第１０３条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項を除く。）、第２７条の３、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条、第４５条から<u>第４７条まで、第４９条から</u>第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで及び第９５条から第９７条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第１０３条において準用する第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第２項」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第２７条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評

同項第５号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第７項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第４５条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 第７章・第８章　（略） 附　則　（略） 附　則 この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第４１条の改正規定、第６４条、第８５条及び第８６条の改正規定（「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める部分に限る。）並びに第９０条の改正規定は、公布の日から施行する。	価」という。）を受けて」と、同項第５号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第７項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第４５条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 第７章・第８章　（略） 附　則　（略）